平成２２年（フ）第４２５号
山梨県甲斐市竜王199番地９
破産者　米谷　幸子
１　決定年月日　平成24年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４３７号
愛知県一宮市東五城字大平裏５番地　県営住宅３棟303号
破産者　田中　信也
１　決定年月日　平成24年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４８２号
愛知県一宮市両郷町５丁目43番地３　コーポクローバー101号、住民票上の住所愛知県一宮市西大海道字柏木10番地２
破産者　土屋　洋子
１　決定年月日　平成24年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４３７号
京都市伏見区深草泓ノ壺町17―４藤和ライブタウン伏見719号、住民票上の住所滋賀県草津市西渋川１丁目17番55号　リバーコート301号
破産者　堀　　成晴
１　決定年月日　平成24年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４５号
大津市本丸町６番７―307号
破産者　井上　陽子
１　決定年月日　平成24年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９号
大津市大萱４丁目２番10―101号
破産者　木内　照幸
１　決定年月日　平成24年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３８号
京都市左京区田中西高原町16番地３　マンション高原202号
破産者　新井愛子こと　鄭　　石愛
１　決定年月日　平成24年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７０号
兵庫県丹波市柏原町柏原1022番地
破産者　武田　康之
１　決定年月日　平成24年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第２２７号
和歌山県橋本市東家５丁目６番２号
破産者　温井　隆子
１　決定年月日　平成24年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４６６号
和歌山市東高松２丁目９番35号
破産者　井田　有亮
１　決定年月日　平成24年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１６号
和歌山市杭ノ瀬141番地、住民票上の住所和歌山市杭ノ瀬169番地
破産者　岩崎　　洋
１　決定年月日　平成24年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２３号
和歌山県西牟婁郡白浜町椿246番地の１
破産者　西倉　昭光
１　決定年月日　平成24年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第５７０号
長崎県長崎市桜馬場２丁目７番８―102号
破産者　有田　剛士
１　決定年月日　平成24年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９６号
熊本市北区兎谷２丁目２番８号
破産者　今林　　勝
１　決定年月日　平成24年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１５１号
茨城県つくば市森の里52番地６
破産者　東郷　英明
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第７２号
長野県上田市古里196番地18、開始決定時の住所長野県上田市中之条1400番地28
破産者　増田　英樹
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第３６号
青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附265番地１プルートハイツ205号、開始決定時の住所青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字家ノ前１番地60　ＡＩＳ社宅Ａ―２
破産者　花田　俊郎
１　決定年月日　平成24年４月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１４号
岩手県釜石市甲子町第３地割225番地４　甲子町第９仮設団地11号棟11、住民票上の住所岩手県釜石市箱崎町第10地割８番地３
破産者　金野　勝雄
１　決定年月日　平成24年４月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部